

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業
募集要項等に関する説明会 補足事項

平成 28 年 6 月 9 日

平成 28 年 6 月 7 日実施した、浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業募集要項等に関する説明会において、説明時に口頭で補足した事項は以下のとおりです。別途公表の「説明会資料」と併せてご確認ください。

記

○第 1-(3) 募集要項等 (説明会資料 3P.)

◇手続の段階によって使用する書類が異なるため、本頁を整理している。

これまで・・・実施方針で事業の基本的方向性を示し、意見又は質問を受け付けた。

5 月 31 日以降・・・実施方針及び質問・意見を踏まえて、募集要項等で事業の詳細を明示した。

今後はこちらを前提条件として提案書を作成して頂き、審査を行う。

補足資料・・・公表資料を補足するもの(本日の説明会資料も該当)

質問回答書・・・8 月 5 日に公表を予定している質問回答書

その他書類・・・今後、追加的に公表・開示する資料(今現在は、用意している物はない)

○第 3-3(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件 (説明会資料 9~11P.)

(ア) 経営の実績要件

・金額的な事業規模については、実績要件としない。

・P F I 類似事業・・・P F I 法第 2 条第 2 項の「特定事業」に相当するもの

(イ) 改築の実績要件

・工事としての実績要件を求めている。

発注者が指定都市以外の地方公共団体でも、民間事業者でも、海外事業でも構わない。

(ウ) 維持管理の実績要件

・維持管理業務の実績要件を求めている。

発注者が指定都市以外の地方公共団体でも、民間事業者でも、海外事業でも構わない。

○第 3-4(2) 守秘義務対象開示資料の貸与 (説明会資料 12P.)

◇追加の開示資料の要望

・参加表明をする全ての者から要望を受け付ける予定

→8 月上旬に競争的対話・現地調査の実施方法等について市ホームページ上で公表する。これと同じタイミングで要望を受け付ける予定。

→要望がなければ、追加はないかもしれない。

○第 3-4(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表 (説明会資料 13P.)

◇提出担当者は、市に質問を提出する前に以下の点を確認して頂きたい。

- ・既に質問・回答があったものを、今回、重複して出していないか
- ・質問が矛盾していないか
- ・質問の内容が、的確に市に伝わる文章となっているか (具体的かつ簡潔にまとめて頂きたい。)
- ・誤字脱字

○第 3-4(3) 資格審査及び附帯事業及び任意事業に関する予備的審査 (説明会資料 14P.)

◇参加資格無しとなった者に対し、“資格無”の理由を付して通知する。

◇提案概要書、附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

- ・実施不可となった附帯事業又は任意事業は、なぜ不可となったのか、理由を付して通知する。
- ・提案概要書で市が知りたい情報は、「何を」やりたいのか。コストや効果、導入スケジュールは不要。それよりも、A3 一枚の限られた紙面に、想定する附帯事業・任意事業を出来る限り記載して、市に判断を求めたほうが提案概要書を有効に利用できる。

○第 3-4(5) 現地調査、(6) 競争的対話 (説明会資料 15P.)

◇詳細はまだ固まっていない。

◇参加資格があるとされた者に対し通知するが、実施期間が9月2日から9月30日であり、市と応募者とでスケジュールの調整をする時間がない。応募者には、市側から通知したスケジュールで対応していただくよう、願います。

○第 3-4(7) 提案審査 (説明会資料 16P.)

◇附帯事業及び任意事業に関する予備的審査や競争的対話は、基礎審査の段階で失格となる事態を避けるために行う。